

## 大野原小中学校いじめ防止対策基本方針

嬉野市立大野原小中学校

### 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという基本認識に立ち、本校児童生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができ、いじめのない学校をつくるため、「大野原小中学校いじめ防止対策基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを絶対に許さない雰囲気をつくる。
- 児童生徒、教職員の人権感覚を高める。
- 児童生徒が教職員へ何でも相談できる温かな雰囲気をつくる。
- いじめを早期に発見し、適切な指導・支援を行う体制をつくる。
- いじめ問題について、保護者や地域、関係機関との連携を図る。

### 2 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめを未然に防止するために

#### (1) 児童生徒に対して

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせる。

- ① わかる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を味わわせる。
- ② 児童生徒一人一人が認められ、互いを大切にし、学級の一員として自覚できる学級づくりを行う。また、学校や学級のきまりを守るといった規範意識を高める。
- ③ 児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう児童・生徒会活動の充実を図る。
- ④ 5月、12月を「いじめ防止強化月間」に定め、いじめ防止に関する学習や活動に集中して取り組み、「いじめは決して許されないこと」という認識をもたせる。

## (2) 教職員に対して

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知と対応に取り組む。

- ① 児童生徒が気軽に相談できるなど信頼関係づくりに努める。
- ② 授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう集団づくりや学級づくりを行い、児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるように努める。
- ③ 思いやりや命を大切にすることを育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるために、道徳の授業や学級指導の充実を図る。
- ④ 学習指導の工夫や各種行事等において児童生徒に役割を持たせ、取り組みについて賞賛するなど、児童生徒の自己肯定感を高める指導を工夫する。
- ⑤ PTA総会や各種便り、学校評議員会等を通じて、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等、いじめ防止の啓発を行うとともに、「いじめは絶対に許さない」という考えを持っていることを様々な場面で示す。
- ⑥ 自己の人権感覚を磨き、自身の言動に責任を持つようにする。
- ⑦ 問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を常に持つ。

## (3) 学校として

児童生徒が友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにさせるとともに、いじめに向かわない態度・心情等を育成するよう授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- ① 教育相談週間を設け、個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合い、その結果を職員、スクールカウンセラー等で共有し、適切に対応する。
- ② 教育相談アンケート「先生、あのね」を定期的の実施し、気になる児童生徒の様子について教職員全体で共通理解を図る。
- ③ いじめ問題について校内研修を行い、いじめについて本校教職員の共通理解といじめ防止への実践力を高める。
- ④ いじめに気づいたときは、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- ⑤ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ⑥ 「校内委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。また、組織的な対処を可能とするよう、平素から対応のあり方について全教職員で共通理解を図る。

#### (4) 保護者や地域に対して

児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談してほしいことを伝え、いじめの問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便りやふれあい道徳授業、学校運営協議会等で理解と協力をお願いする。

#### 4 いじめを早期発見するために

- ① ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で適切に関わり、いじめを認知する。
- ② 教職員相互が積極的に児童生徒との情報交換を行い、情報を共有する。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ④ 「学校においていじめの被害者を見取るポイント（日常的な観察の視点）」を利用し、定期的に児童生徒の生活状況を観察し、いじめの被害者の早期発見に努める。

#### 5 いじめ事案への対応について

##### (1) いじめの覚知

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ② 保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ④ 通報や相談等により各教職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

##### (2) いじめの認知

- ① 覚知後、「校内委員会」を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。
- ② いじめを認知した場合は、「いじめ防止対策委員会」で調査方法、被害・加害生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し、関係者に指示する。
- ③ 認知後、直ちに校長は教育委員会に認知報告を行う。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う。その際、真摯に耳を傾け、安心感を持たせる。
- ② 家庭訪問等により、その日の内に迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ 必要に応じて福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったと確認された場合、複数の教職員で連携し、必要に応じて福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に取り組み、その再発を防止する措置をとる。
- ② いじめに係る情報を適切に記録し、共有する。
- ③ 事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。
- ④ 以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(5) いじめの解消

被害生徒へのケア、加害生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、教育委員会に報告する。

(6) いじめが起きた集団への指導

- ① いじめを傍観していた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせる。
- ② いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つことを指導する。
- ③ はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

## 6 ネット上のいじめへの対応について

- ① 児童生徒への情報モラル教育や保護者への啓発等を推進するが、掲示板やブログなど SNS 等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う。

### 書き込みを削除する手順

#### 手順1 書き込み内容の確認

書き込みのあった掲示板等の URL を控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。

#### 手順2 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す（ページの下の方にあることが多いようです）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。

#### 手順3 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

② 学校ネットパトロールを市教委、警察などの関係機関と連携を図りながら実施できるよう対策を講ずる。

③ 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

## 7 重大事態への対応について

① いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間\*2学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、これを「重大事態」とする。その際、詳細を教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。

② 前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

③ 速やかに、「いじめ防止対策委員会」を開き、アンケートの使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに、同種の事態の再発防止に対処する。

④ 市教委、各関係機関と連携を図りながら、被害児童生徒、保護者への対応、被害児童生徒・加害児童生徒への継続的なケア、学年集会・全校集会等の実施をする。

\*2 年間 30 日を目安（又は一定の期間連続して欠席している場合）

## 8 いじめの再発防止の取組

取組みの結果、いったんは終息したかに見えるいじめが再発することがないよう、以下に示す項目をチェックポイントとして再発防止に努める。

—あなたの学級ではどのような工夫をしますか—

- ① 学級の目標は、学級全員の思いや願いが十分込められたものになっているか
- ② 児童生徒の創意工夫を生かした活動が活発に行われ、達成の喜びや、責任を果たした喜びをたたえ合う学級になっているか
- ③ お互いのよさを認め合い、失敗が許される学級の雰囲気がつくられているか
- ④ 児童生徒の話し合う場を積極的に設けて一人一人の意見を尊重し、自己選択や自己決定の機会を保障しているか
- ⑤ 分かる授業の工夫をしているか
- ⑥ しつけの厳しさや努力の大切さが理解され、だめなことはだめと言える学級となっているか
- ⑦ 一人一人の児童生徒との触れ合いや悩み相談の時間を十分にとっているか
- ⑧ 学級の問題の解決のために、心を開いて、他の教職員や管理職と気軽に相談したり保護者に協力を得たりしているか

## 9 職員研修について

- ① 年度初めに、「大野原小中学校いじめ防止対策基本方針」について、全教職員で確認する。
- ② すべての教職員の対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会等、少なくとも年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

## 10 取組体制の点検および評価について

### (1) いじめ問題に関する点検項目

自校の取組について定期的に「取組体制の点検項目」を活用して点検する。  
また、点検結果を教育委員会に報告する。

#### 取組体制の点検項目

- ① 報告、連絡、相談等の流れについて
- ② 組織の役割分担について
- ③ 関係機関との連携について
- ④ 保護者との連携について

(2) 評価

学校評価において、年度毎の取組について、児童生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

11 対策委員会の設置

(1) 校内委員会

① 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・当該学級担任

② 取組 ア 本校におけるいじめ防止対策等の取組の推進  
イ 児童生徒、保護者へのいじめ防止対策の啓発等  
ウ 相談内容の把握及び調査

(2) いじめ防止対策委員会

① 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・当該学級担任・  
区長・民生児童委員・保育園長・市教育委員会・スクールカウンセラー

② 取組 ア いじめ認知の報告  
イ 認知後、調査内容の確認  
ウ 今後の指導・支援方策の検討  
エ 当該児童生徒及び保護者への情報の適切な提供

平成 29 年 12 月 18 日 改訂